

家畜などを飼育している人は定期報告が必要です

家畜などを飼っている人は、家畜伝染病予防法により、年1回飼育状況などを報告することが義務付けられています。令和7年2月1日現在の飼育状況を報告してください。

対象 牛、水牛、鹿、馬、綿羊、ヤギ、豚、イノシシ、鶏、アヒル、ウズラ、キジ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥

※愛玩用（ペット）、1頭（1羽）の飼育でも報告が必要です。

提出方法 持参、郵送、FAXのいずれか、または農林水産省共通申請サービス（eMAFF）により提出
提出期限 2月7日（金）

※報告書の様式は、中央家畜保健衛生所（中央家保）または農林畜産課に備え付けてあるほか、中央家保ホームページからもダウンロードできます。

申問 農林畜産課 ☎ 0176-51-6745

FAX 0176-22-9399

上北地域県民局中央家畜保健衛生所
☎ 0176-23-6235 FAX 0176-23-3044



▲中央家保ホームページ



▲eMAFF

償却資産の申告を受け付けします

市内で事業（農業を含む）を営む個人および法人は、事業に使用している資産を償却資産として申告する必要があります。適正な固定資産税の算定のため、忘れずに申告してください。

申告期間 1月6日（月）～31日（金）

申問 税務課 ☎ 0176-51-6769

交通遺児援護金を支給します

交通事故によって父や母を失った交通遺児の保護者に援護金を支給します。

対象 令和7年1月1日時点で、義務教育終了前であって、市内に住所を有する交通遺児の保護者
援護金 15,000円

申請期間 1月6日（月）～31日（金）

※詳しくはお問い合わせください。

申問 こども支援課 ☎ 0176-51-6716

指名競争入札等参加資格審査申請書受付

各団体が実施する競争入札などに参加を希望する事業者などは、次により申請してください。提出要領や各指定様式などは各団体のホームページからダウンロードできます。

団体名		十和田市	十和田地域 広域事務組合
提出書類		市指定様式ほか	組合指定様式ほか
受付期間		1月15日（水）～2月17日（月） （土・日曜日、休日を除く）	
の有効年度 申請区分 毎	①建設工事	令和7年度	令和7・8年度
	②測量・建設コンサルタントなど	令和7・8年度	
	③物品など（※）	令和7・8年度	令和7年度
その他		①は毎年申請が必要です。 ②、③は定期受付となりますので、2年分の受け付けとなります。	③は中間年の受け付けとなりますので、令和6年度の参加資格審査に申請済みの場合は必要ありません。 ※提出書類は2月17日（月）必着です。申請は持参または郵送・宅配便とし、メールでの受付はしていません。
提出・問い合わせ先		管財課 ☎ 0176-51-6714	組合事務局 ☎ 0176-20-8100

※③の内容は、製造・売買・修繕・印刷・委託・賃貸借・除雪などです。

小型特殊自動車には標識（ナンバープレート）を取り付ける必要があります

乗用装置のあるトラクタやフォークリフトなどの小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となり、標識の交付を受けなければなりません。

敷地内や田畑でしか使用せず公道を走行しない車両や、現在使用していない車両も対象となります。

該当する車両を所有する人は、速やかに標識の交付手続きを行ってください。

対象となる小型特殊自動車

種別	最高速度	該当する車両の例
農耕作業用	35km/h未満	トラクタ、コンバイン、田植機など
その他	15km/h以下	フォークリフト、ショベルローダなど

持ち物 購入日や車両情報などが分かる書類、本人確認書類

※詳しくはお問い合わせください。

申問 税務課 ☎ 0176-51-6765

あおり若者定着奨学金返還支援制度

県内の対象企業に就職すると、企業と県が奨学金の返還を最大150万円支援します。事前登録が必要です。

申問 県若者定着還流促進課

☎ 017-734-9174

詳しくは「あおり奨学金サポートサイト」をご覧ください▶



はちのへ若者サポートステーション無料出張相談

身近に就労年齢に達していながら働いていない人はいませんか。

はちのへ若者サポートステーションでは、15歳から49歳の人への就労を支援します。

とき 1月14日（火）、2月4日（火）、3月11日（火） 午後2時～4時

ところ 南コミュニティセンター
※事前にご予約ください。

申問 はちのへ若者サポートステーション ☎ 0178-51-8582